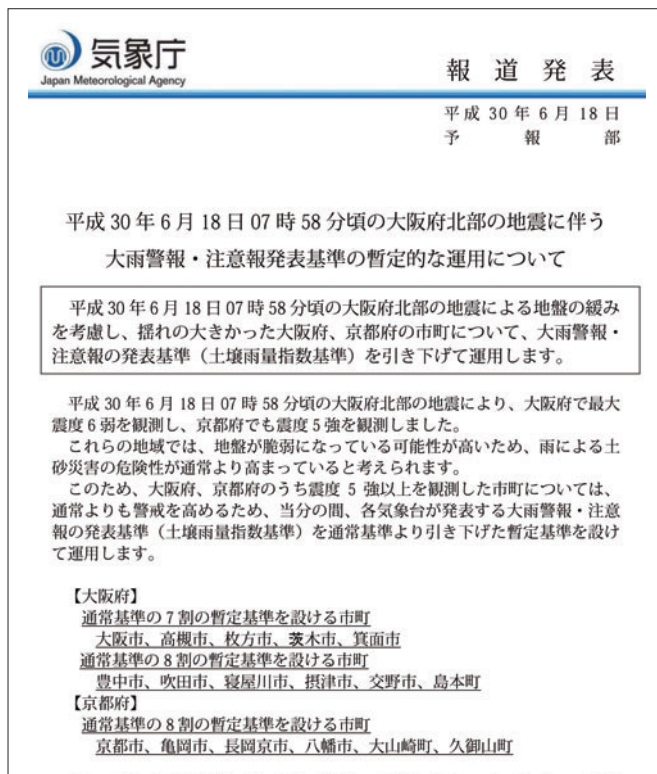


附編 平成30年中の風水害の記録と対応

平成30年の風水害への対応

本編は、本市に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号による被害を中心に、地震発生以降の風水害の記録を残すことで、市の地震災害への対応と風水害への対応の相関関係を整理し、複合災害への備えと今後の災害対応に活かしていくことを目的とする。



※気象庁では、地震で地盤が緩む等により、災害発生に関わる条件が変化した場合、気象警報、注意報が通常とは異なる基準（暫定基準）で発表されることがあり、大阪府北部を震源とする地震の影響を受けた本市においても、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常基準の7割に引き下げた暫定基準が設定された。なお、暫定基準は平成31年3月12日13時に廃止された。

第1節 風水害の記録

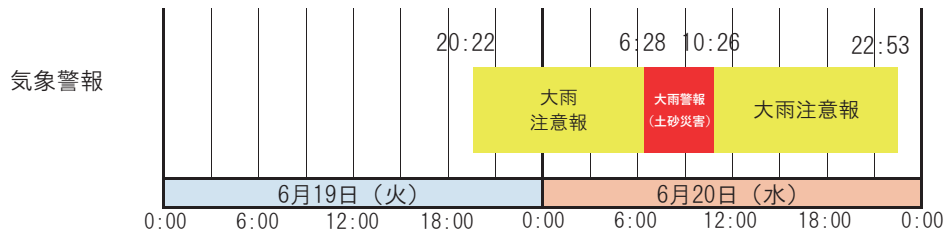
気象警報・注意報の発表により配備体制を取って対応した事象について記述しており、降雨の記録がない場合や被害が確認されていない場合には、記述を省略している。

1 梅雨前線の影響による大雨

(1) 気象の状況

6月19日(火)	20:22	大雨注意報発表
6月20日(水)	6:28	大雨警報(土砂災害)発表
	10:26	大雨警報(土砂災害)解除、大雨注意報発表
	22:53	大雨注意報解除

図表 気象警報等の発表状況



(2) 観測雨量

60分雨量最大値 15.0mm (上音羽、清阪 20日 8時00分観測)
 積算雨量最大値 51.0mm (清阪、泉原)

(3) 避難情報

避難情報名	対象地域	世帯数	人数	発令日時	
避難準備・高齢者等避難開始 (土砂災害)	大字銭原、長谷、清阪、下音羽、上音羽、忍頂寺、車作、大岩、泉原、千提寺、安元、粟生岩阪、佐保	1,233世帯	2,445人	6月20日	7:20

(4) 避難所開設状況

開設箇所数 74箇所 ※ 地震対応の避難所と同じ
 最大避難者数 750人 ※ 地震による避難者数と不可分

2 台風第7号および梅雨前線の影響による大雨 (平成30年7月豪雨)

(1) 概要

平成30年5月20日から7月10日にかけて、梅雨前線が沖縄・奄美から本州付近に停滞し、断続的に前線の活動が活発となった。また、この間、6月10日から11日にかけて台風第5号が、6月15日から17日にかけて台風第6号が、7月1日から4日にかけて台風第7号が、7月10日から11日にかけて台風第8号が日本に接近した。これらの台風や梅雨前線等の影響により、日本各地で大雨、暴風となった。特に、6月28日から7月8日にかけて、日本付近に停滞した梅雨前線や台風第7号の影響で暖かく非常に湿った空気が継続して流れ込み、総降水量が多いところで1,800ミリを超えるなど、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。この大雨による河川の氾濫、土砂災害等で、死者は224人、行方不明者は8人に及び、平成に入って最悪の人的被害となったほか、家屋の全半壊は約17,000棟、浸水家屋は約30,000棟に達した。気象庁は、平成30年6月28日から7月8日に発生したこの豪雨について、「平成30年7月豪雨」と名称を定めた。

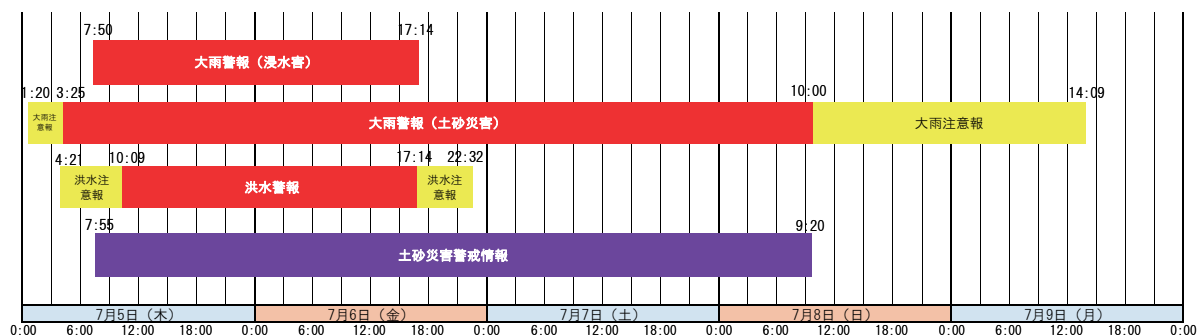
(引用元「平成31年3月5日 気象庁 災害時気象報告」)

第1節 風水害の記録

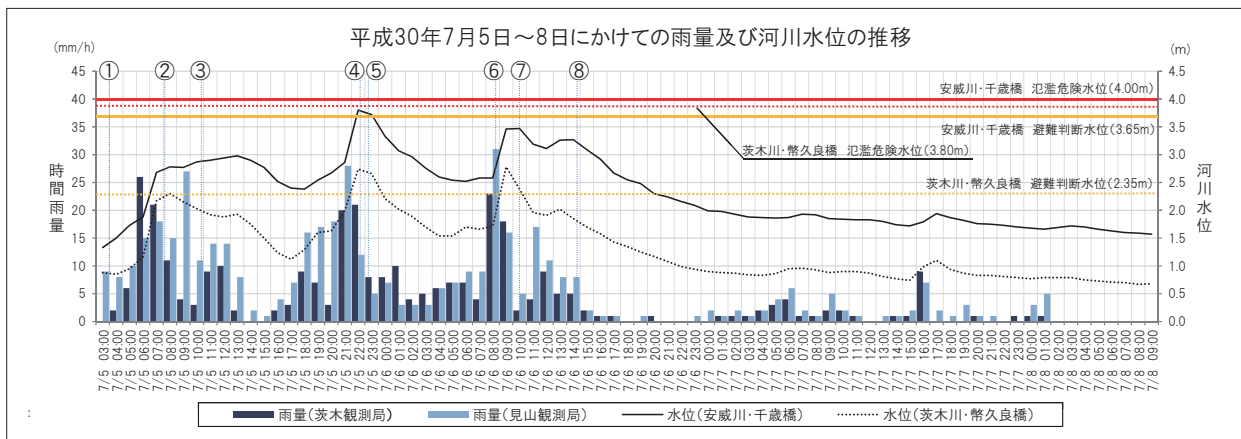
(2) 気象の状況

7月5日(木)	1:20	大雨注意報発表
	3:25	大雨警報(土砂災害)発表
	4:21	洪水注意報発表
	7:20	茨木川氾濫注意水位(2.00m)突破
	7:50	大雨警報(浸水害)発表
	7:55	土砂災害警戒情報発表
	10:09	洪水警報発表
	22:00	茨木川避難判断水位(2.35m)突破
	22:40	安威川避難判断水位(3.65m)突破
7月6日(金)	17:14	大雨警報(浸水害)・洪水警報解除、洪水注意報発表
	22:32	洪水注意報解除
7月8日(日)	9:20	土砂災害警戒情報解除
	10:00	大雨警報(土砂災害)解除
		大雨注意報・雷注意報発表

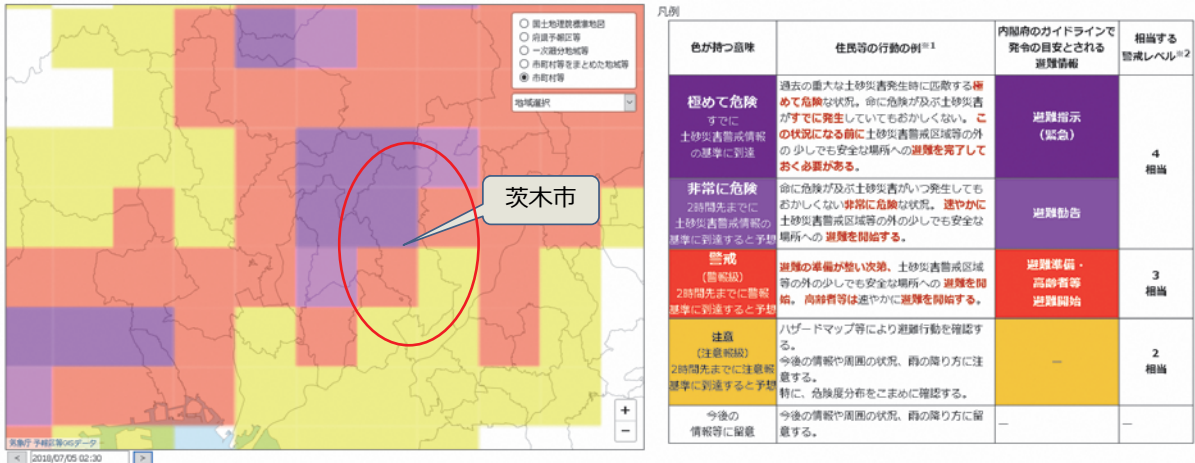
図表 気象警報等の発表状況



図表 雨量及び河川水位の推移と避難情報発令状況



図表 茨木市周辺の土砂災害危険度分布の状況（7月5日2時30分時点）



(3) 観測雨量

60分雨量最大値 40.0mm (宿久庄 6日9時00分観測)
 積算雨量最大値 544.0mm (佐保)

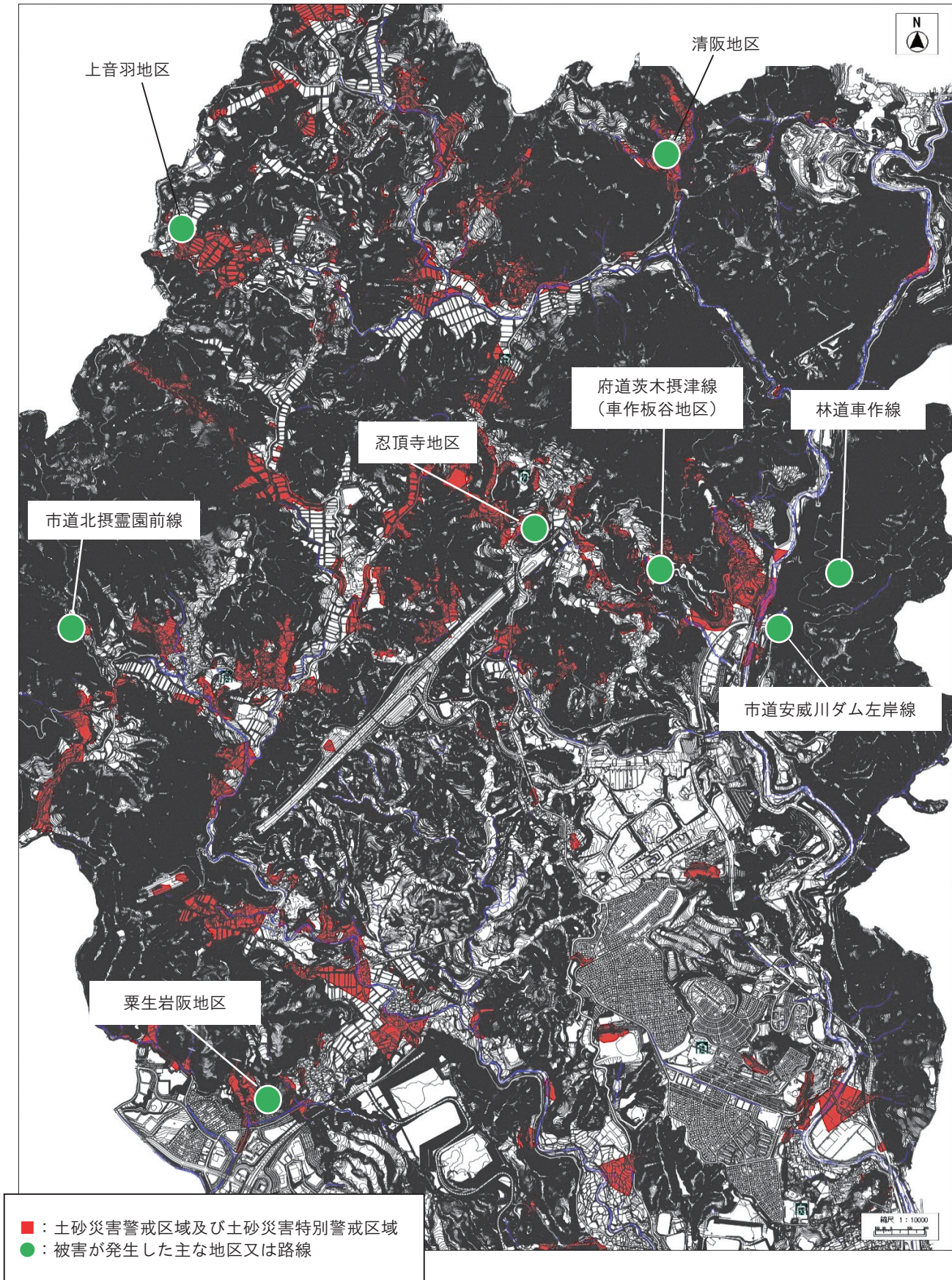
(4) 避難情報 (No 数字は図表 (P168 雨量及び河川水位の推移と避難情報発令状況) の数字と対照)

No	避難情報名	対象地域	世帯数	人数	発令日時	
①	避難準備・高齢者等避難開始 (土砂災害)	大字銭原、長谷、清阪、下音羽、上音羽、忍頂寺、車作、大岩、泉原、千提寺、安元、粟生岩阪、佐保	1,233世帯	2,445人	7月5日	3:50
②	避難勧告 (土砂災害)	市内の土砂災害警戒区域等 (34町丁目)	9,324世帯	21,318人	7月5日	7:55
③	避難指示 (緊急) (土砂災害)	大字上音羽	58世帯	137人	7月5日	10:10
④	避難準備・高齢者等避難開始 (茨木川)	茨木川流域	2,713世帯	6,311人	7月5日	22:00
⑤	避難準備・高齢者等避難開始 (安威川)	安威川流域	47,686世帯	105,063人	7月5日	22:40
⑥	避難指示 (緊急) (土砂災害)	大字泉原一部、佐保一部	9世帯	21人	7月6日	10:20
⑦		大字車作一部	16世帯	34人	7月6日	10:40
⑧	避難指示 (緊急) (土砂災害)	清溪小学校区、忍頂寺小学校区	1,191世帯	2,364人	7月6日	14:00

(5) 避難所開設状況

開設箇所数：29箇所 ※ 洪水・土砂災害用の避難所
 最大避難者数：349人 ※ 地震による避難者数と不可分

図表 被害発生箇所（一部抜粋）



図表 林道車作線の被害



図表 府道茨木摂津線の被害



図表 市道安威川ダム左岸線の被害



第1節 風水害の記録

図表 清阪地区の被害



図表 忍頂寺地区の被害



図表 上音羽地区の被害



図表 市道北摂霊園前線の被害



図表 粟生岩阪地区の被害

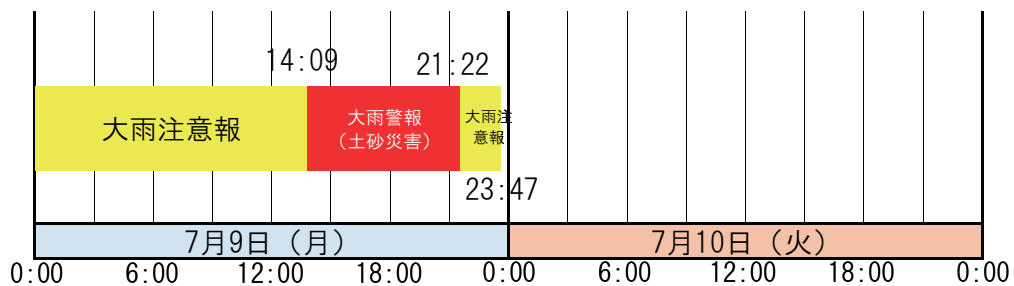


3 平成30年7月9日の大雨

(1) 気象の状況

7月9日(月) 14:09 大雨警報(土砂災害)発表
 21:22 大雨警報(土砂災害)解除、大雨注意報発表
 23:47 大雨注意報解除

図表 気象警報等の発表状況



(2) 観測雨量

降雨なし

(3) 避難情報

大雨に伴う避難所開設なし

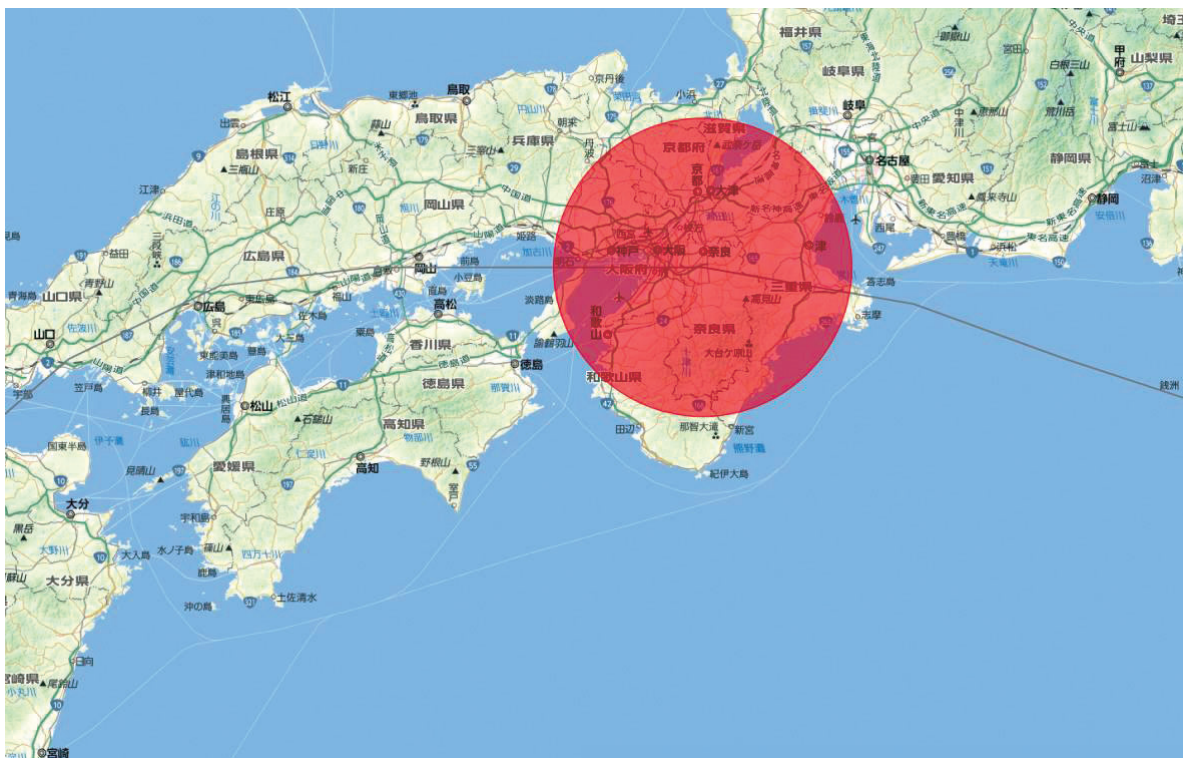
4 台風第12号

(1) 概要

7月25日3時に日本の南海上で発生した台風第12号は、26日21時には強い勢力となり27日にかけて発達しながら日本の南を北上し、28日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近を北西に進んだ。台風は、暴風域を伴ったまま、強い勢力を維持し東海道沖を西に進み、29日1時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。その後、西日本を西に進み、29日17時半頃に福岡県豊前市付近に上陸し、速度を落としながら九州を南西に進んだ後、九州の西海上を南に進んだ。

第1節 風水害の記録

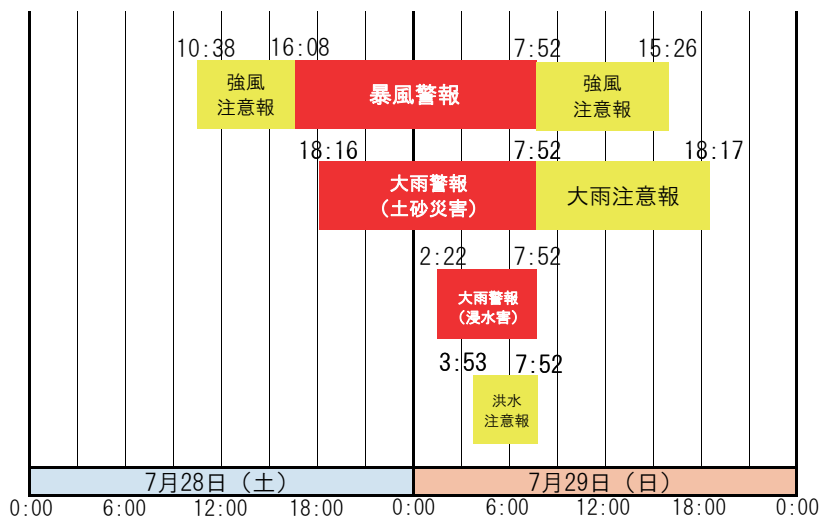
図表 台風第12号の進路図（平成30年7月29日3時時点）



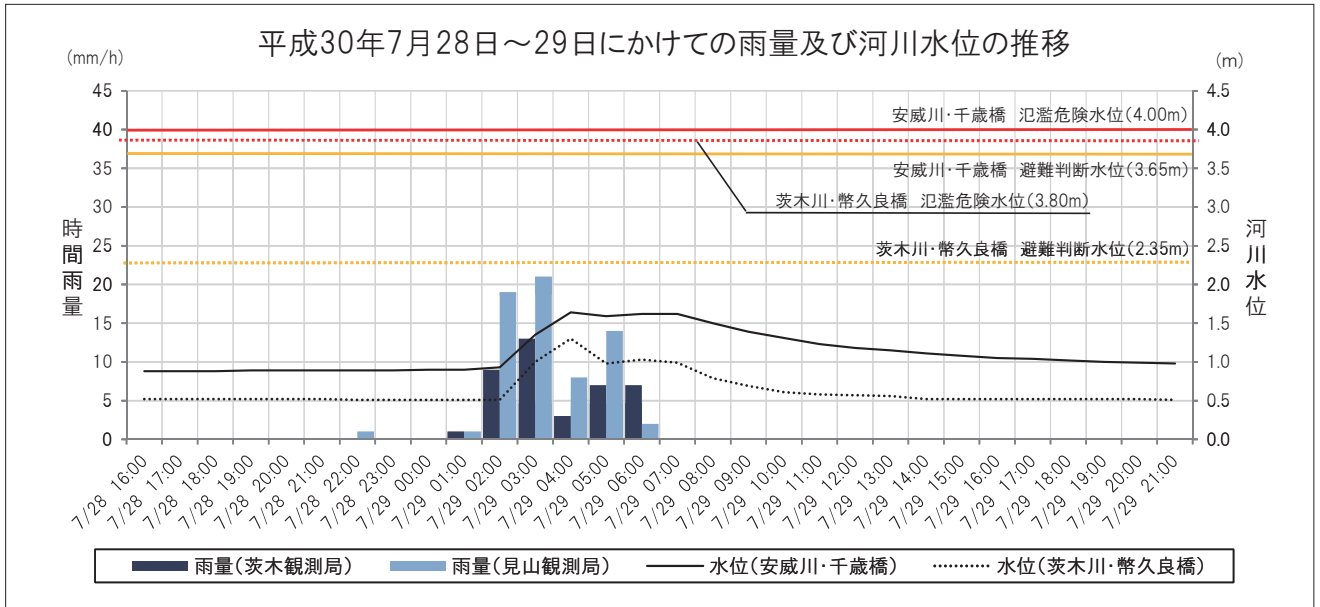
(2) 気象の状況

7月28日(土)	10:38	強風注意報発表
	16:08	暴風警報発表
	18:16	大雨警報(土砂災害)発表
7月29日(日)	2:22	大雨警報(浸水害)発表
	3:53	洪水注意報発表
	7:52	大雨警報(浸水害・土砂災害)解除、大雨注意報発表 暴風警報解除、強風注意報発表、洪水注意報解除
	15:26	強風注意報解除
	18:17	大雨注意報解除

図表 気象警報等の発表状況



図表 雨量及び河川水位の推移



(3) 観測雨量

60分雨量最大値 22.0mm (泉原 29日3時観測)
 積算雨量最大値 70.0mm (石堂ヶ岡)

(4) 避難情報

避難情報名	対象地域	世帯数	人数	発令日時	
避難準備・高齢者等避難開始 (土砂災害)	清溪小学校区、忍頂寺小学校区	1,186世帯	2,338人	7月28日	21:00

(5) 避難所開設状況

開設箇所数：20箇所 最大避難者数：46人

(6) 主な被害

倒木被害、停電 (5時14分頃～7時10分)

図表 台風の影響による被害



第1節 風水害の記録

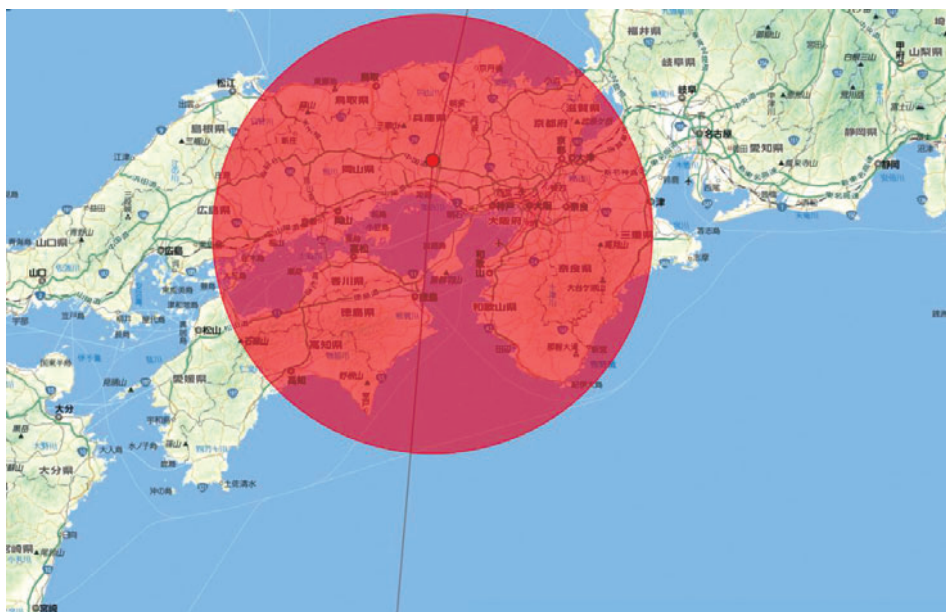


5 台風第20号

(1) 概要

8月18日21時にトラック諸島近海で発生した台風第20号は、小笠原諸島の南西海上を発達しながら北西に進み、22日12時に非常に強い勢力となり日本の南を北西に進んだ。23日は、四国の南海上を北上し、強い勢力で暴風域を伴ったまま23日21時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま四国地方及び近畿地方を北上し、24日2時に日本海に抜けた後、24日15時に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。

図表 台風第20号の進路図（8月24日0時時点）

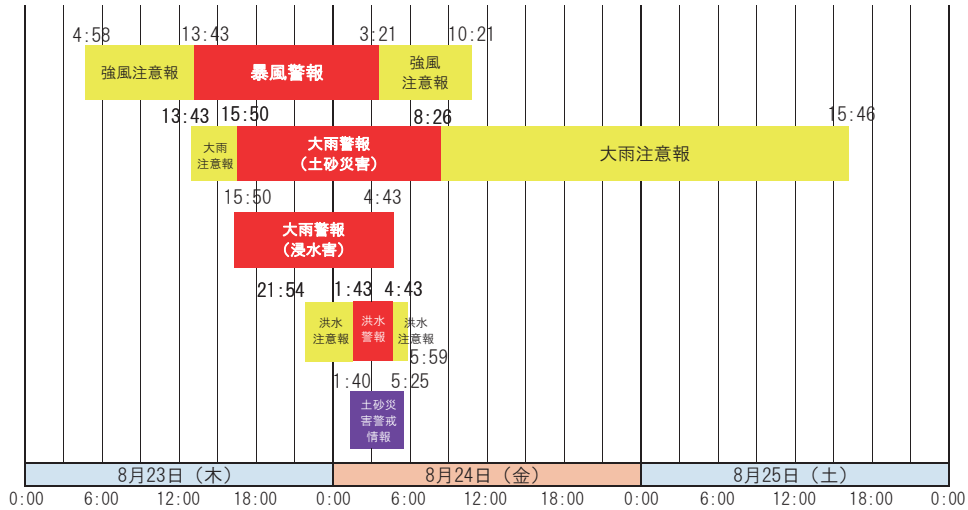


(2) 気象の状況

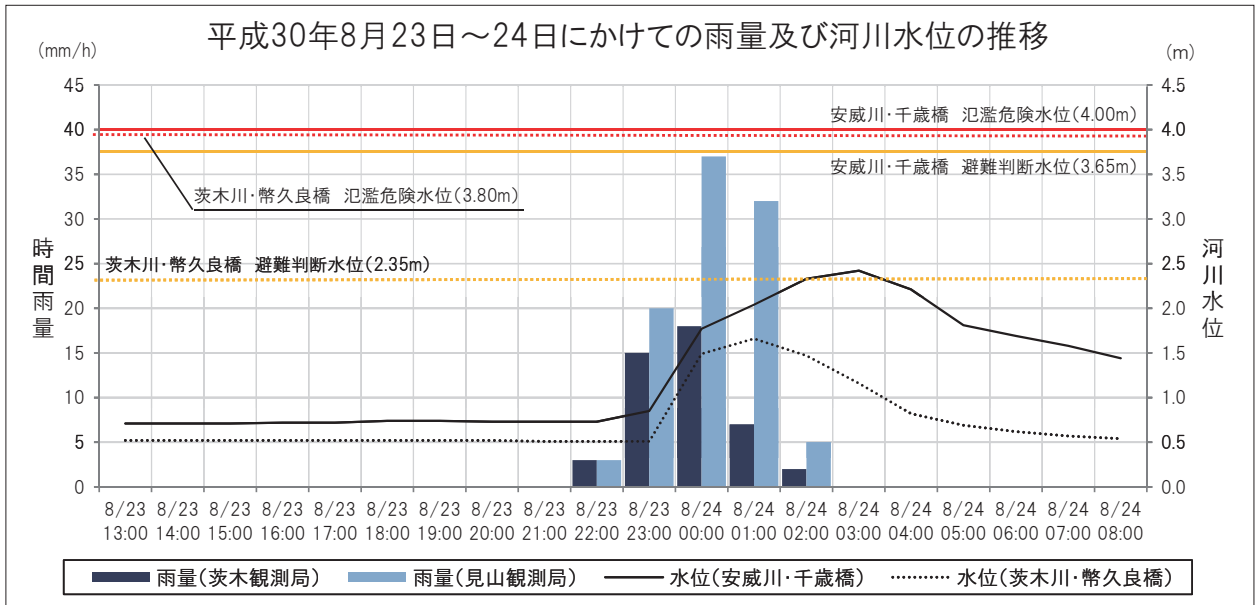
8月23日(木)	4:58	強風注意報発表
	13:43	暴風警報、大雨注意報発表
	15:50	大雨警報(土砂災害、浸水害)発表
	21:54	洪水注意報発表
8月24日(金)	1:40	土砂災害警戒情報発表
	1:43	洪水警報発表

- 3:21 暴風警報解除、強風注意報発表
- 4:43 大雨警報(浸水害)、洪水警報解除、洪水注意報発表
- 5:25 土砂災害警戒情報解除
- 5:59 洪水注意報解除
- 8:26 大雨警報(土砂災害)解除
- 10:21 強風注意報解除
- 8月25日(土) 15:46 大雨注意報解除

図表 気象警報等の発表状況



図表 雨量及び河川水位の推移



(3) 観測雨量

- 60分雨量最大値 40.0mm (清阪 24日0時50分観測)
- 積算雨量最大値 91.0mm (清阪)

第1節 風水害の記録

(4) 避難情報

避難情報名	対象地域	世帯数	人数	発令日時	
避難準備・高齢者等避難開始 (土砂災害)	清溪小学校区、 忍頂寺小学校区	1,186世帯	2,338人	8月23日	17:30
避難勧告 (土砂災害)				8月24日	1:40
避難指示(緊急) (土砂災害)					3:00

(5) 避難所開設状況

開設箇所数：21箇所 最大避難者数：92人

図表 台風第20号による被害



6 台風第21号

(1) 概要

8月28日に南鳥島近海で発生した台風第21号は、日本の南を北西に進み、9月2日には向きを北寄りに変え、4日12時前に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸した。その後、4日14時には兵庫県神戸市付近に再上陸し、速度を上げながら近畿地方を縦断し、日本海を北上、5日9時には沿海州沿岸で温帯低気圧に変わった。台風の接近・通過に伴って、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。特に四国地方や近畿地方では、猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、記録的な高潮となり、大阪府及び兵庫県内で浸水害が発生した。風については、高知県室戸市室戸岬では最大風速48.2メートル、最大瞬間風速55.3メートル、大阪府田尻町関空島(関西空港)では最大風速46.5メートル、最大瞬間風速58.1メートルなど四国地方や近畿地方では猛烈な風を観測し、大阪府田尻町関空島(関西空港)では、観測史上第1位となった。また、四国地方や近畿地方の海上では猛烈なしけとなった。

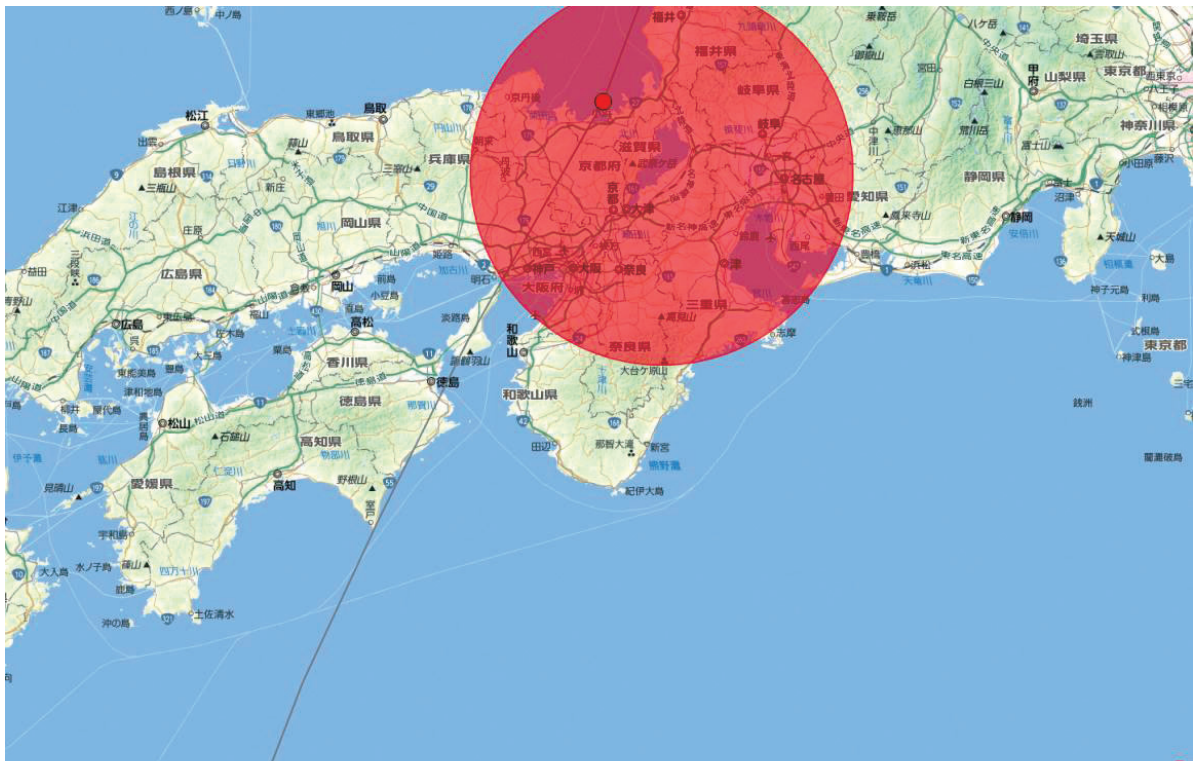
高潮については、最高潮位が大阪府大阪市では329センチメートル、兵庫県神戸市では233センチメートルなど、過去の最高潮位を超える値を観測した。

雨については、9月3日から5日までの総降水量が四国地方や近畿地方、東海地方で300ミリを超え、9月の月降水量年平均値を超えたところがあった。

この台風により、近畿地方や東海地方では死者14人の人的被害が発生した。また、暴風や高潮の影響で、関西国際空港の滑走路の浸水をはじめとして、航空機や船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、断水や大規模な停電、電話の不通等ライフラインへの被害が発生した。さらに、東海地方、近畿地方、四国地方では、港湾施設の被害が多数発生したほか、近畿地方では住家被害や倒木が多数発生した。

(引用元「平成31年3月26日 大阪管区気象台 災害時気象報告」)

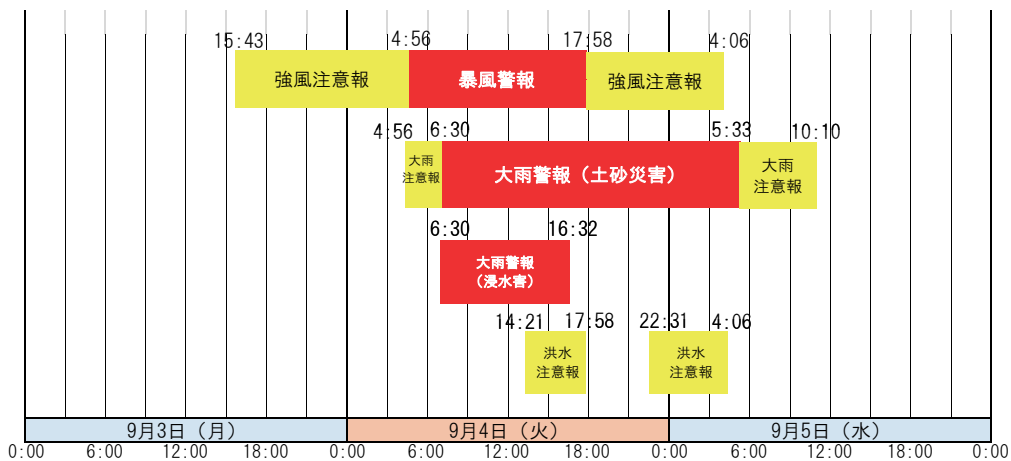
図表 台風第21号の進路図（9月4日15時時点）



(2) 気象の状況

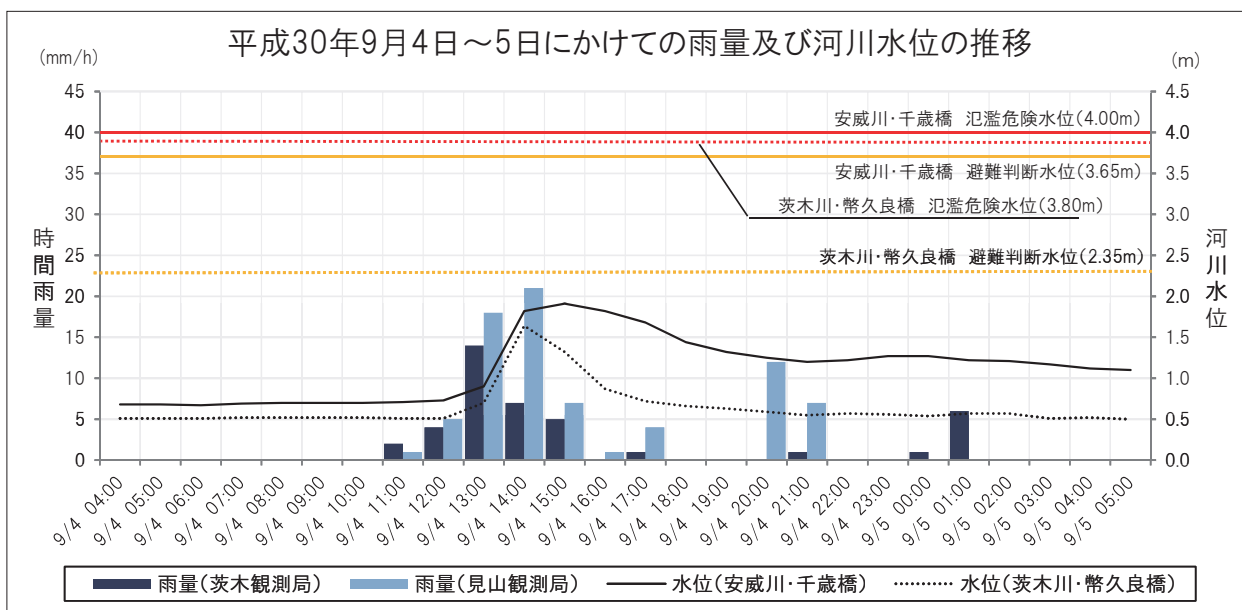
9月3日(月)	15:43	強風注意報発表
9月4日(火)	4:56	暴風警報、大雨注意報発表
	6:30	大雨警報(土砂災害、浸水害)発表
	14:21	洪水注意報発表
	16:32	大雨警報(浸水害)解除
	17:58	暴風警報解除、強風注意報発表、洪水注意報解除
9月5日(水)	22:31	洪水注意報発表
	4:06	洪水注意報解除
	10:10	大雨注意報解除

図表 気象警報等の発表状況



第1節 風水害の記録

図表 雨量及び河川水位の推移



(3) 観測雨量

60分雨量最大値 32.0mm (石堂ヶ丘 9月4日14時観測)
 積算雨量最大値 76.0mm (清阪)

(4) 避難情報

避難情報名	対象地域	世帯数	人数	発令日時	
避難準備・高齢者等避難開始 (土砂災害)	清溪小学校区、忍頂寺小学校区	1,186世帯	2,338人	9月4日	9:45

(5) 避難所開設状況

開設箇所数：26箇所 最大避難者数：267人

(6) 被害状況

① 住家被害

令和元年12月31日時点

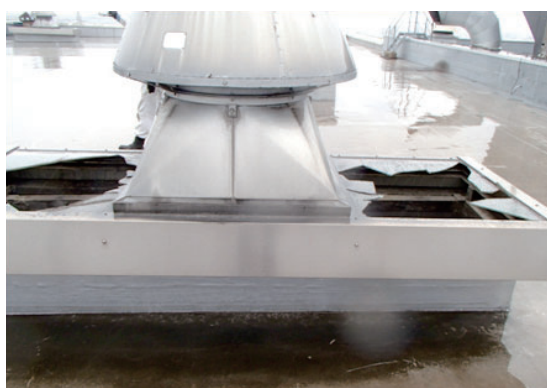
区分	被災状況					
	棟		世帯		人	
全壊	2	0.08%	4	0.15%	5	0.08%
大規模半壊	2	0.08%	2	0.08%	2	0.03%
半壊	9	0.37%	13	0.50%	18	0.30%
一部損壊	2,437	99.47%	2,571	99.27%	5,937	99.58%
合計	2,450	100.00%	2,590	100.00%	5,962	100.00%

(資料) 罹災証明書発行数に基づく

図表 公共施設・公共土木施設の被害



第1節 風水害の記録





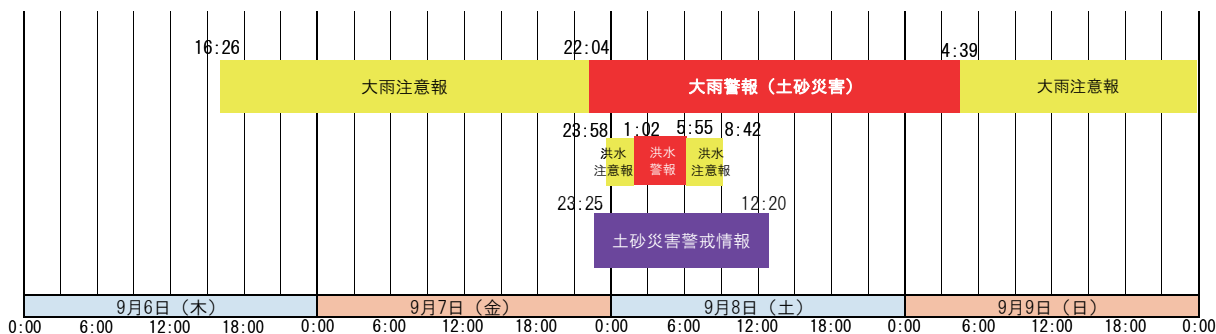
7 秋雨前線の影響による大雨(1)

(1) 気象の状況

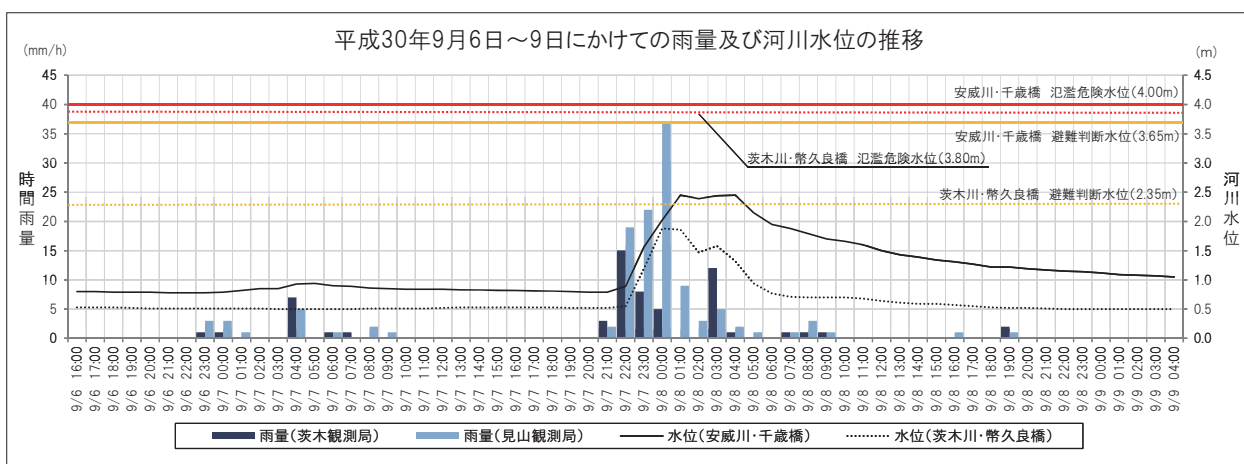
9月6日(木)	16:26	大雨注意報発表
9月7日(金)	22:04	大雨警報(土砂災害)発表
	23:25	土砂災害警戒情報発表
	23:58	洪水注意報発表
9月8日(土)	1:02	洪水警報発表
	5:55	洪水警報解除、洪水注意報発表
	8:42	洪水注意報解除
	12:20	土砂災害警戒情報解除
9月9日(日)	4:39	大雨警報(土砂災害)解除、大雨注意報発表

第1節 風水害の記録

図表 気象警報等の発表状況



図表 雨量及び河川水位の推移



(2) 観測雨量

60分雨量最大値 16.0mm (上音羽、宿久庄 9月10日4時00分観測)
 積算雨量最大値 217.0mm (石堂ヶ岡)

(3) 避難情報

避難情報名	対象地域	世帯数	人数	発令日時	
避難準備・高齢者等避難開始 (土砂災害)	清溪小学校区、忍頂寺小学校区	1,186世帯	2,338人	9月7日	23:00
避難勧告 (土砂災害)				9月7日	23:45
避難指示 (緊急) (土砂災害)				9月8日	2:00

(4) 避難所開設状況

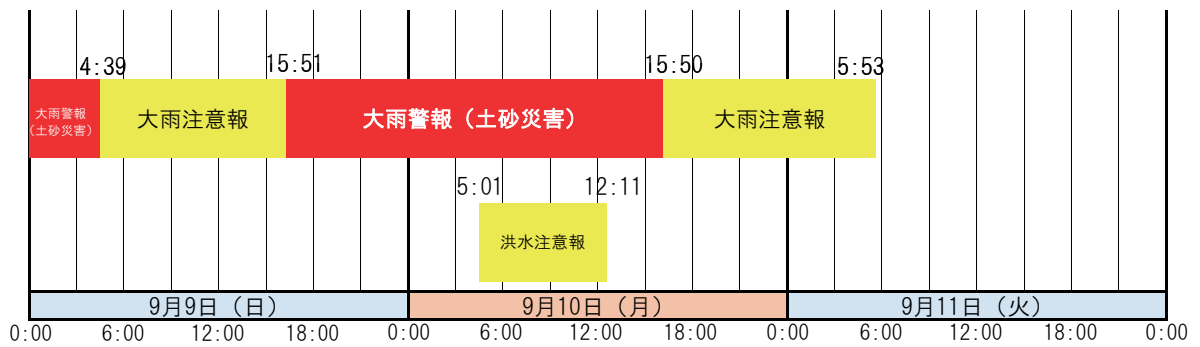
開設箇所数：4箇所 最大避難者数：4人

8 秋雨前線の影響による大雨(2)

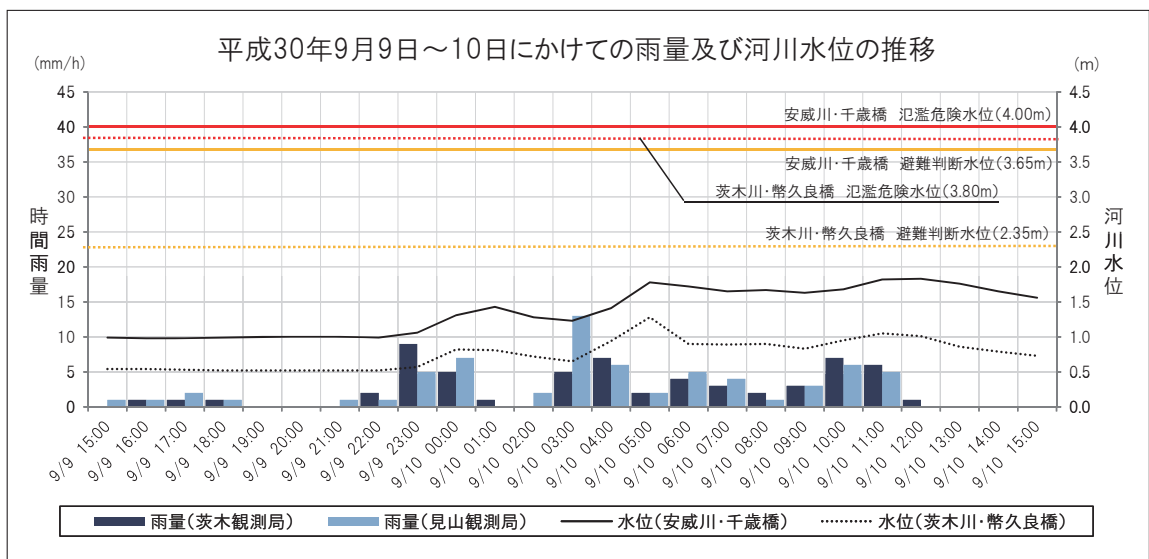
(1) 気象の状況

9月9日(日)	4:39	大雨警報(土砂災害)解除、大雨注意報発表
	15:51	大雨警報(土砂災害)発表
9月10日(月)	5:01	洪水注意報発表
	12:11	洪水注意報解除
	15:50	大雨警報(土砂災害)解除、大雨注意報発表
9月11日(火)	5:53	大雨注意報解除

図表 気象警報等の発表状況



図表 雨量及び河川水位の推移



第1節 風水害の記録

(2) 観測雨量

60分雨量最大値 16.0mm (上音羽、宿久庄 9月10日4時00分観測)
 積算雨量最大値 217.0mm (石堂ヶ岡) ※6日からの積算

(3) 避難情報

避難情報名	対象地域	世帯数	人数	発令日時	
避難準備・高齢者等避難開始 (土砂災害)	清溪小学校区、忍頂寺小学校区	1,186世帯	2,338人	9月9日	18:30

(4) 避難所開設状況

開設箇所数：4箇所 最大避難者数：1人

9 台風第24号

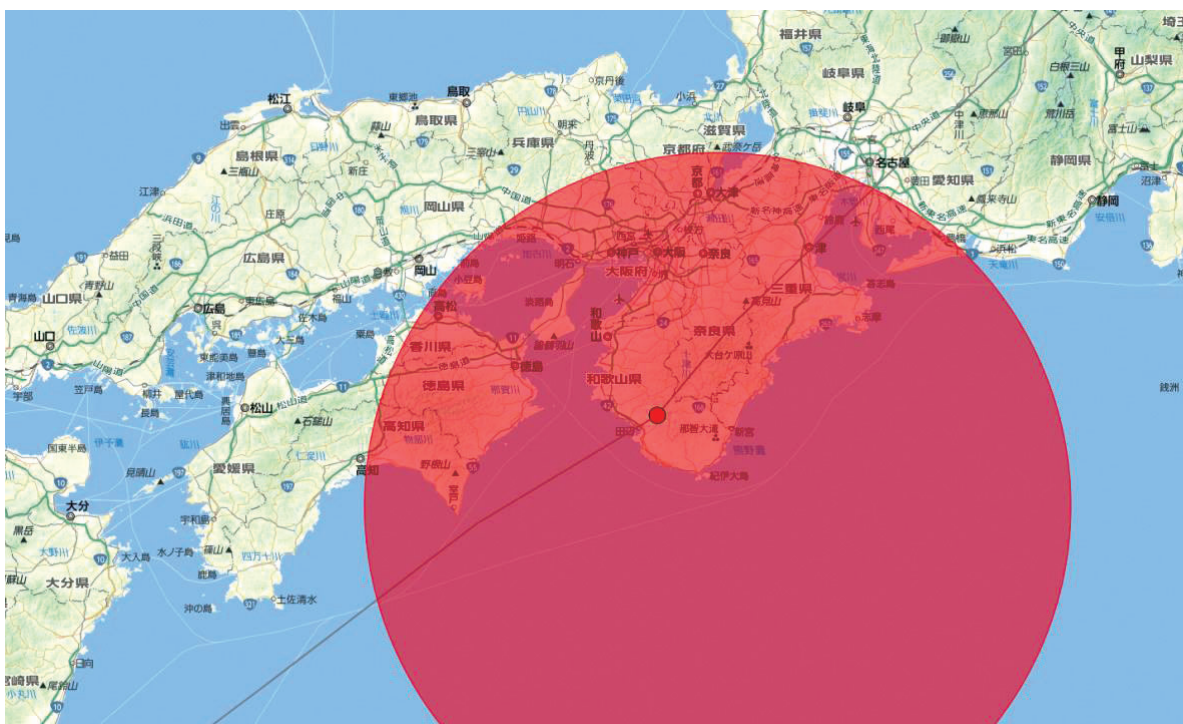
(1) 概要

9月21日にマリアナ諸島近海で発生した台風第24号は、沖縄の南を北西に進み、9月28日から30日明け方にかけて、非常に強い勢力で沖縄地方に接近した後、北東に向きを変え、急速に加速しながら、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、東日本から北日本を縦断し、10月1日9時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

台風第24号の接近・通過に伴い、広い範囲で暴風、大雨となり、特に南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側を中心に、これまでの観測記録を更新する猛烈な風または非常に強い風を観測した所があった。雨については、9月28日から10月1日までの総降水量が九州地方及び四国地方や東海地方で400ミリを超えたところや9月の月降水量平年値を超えたところがあった。

(引用元 気象庁 災害時気象報告より一部抜粋)

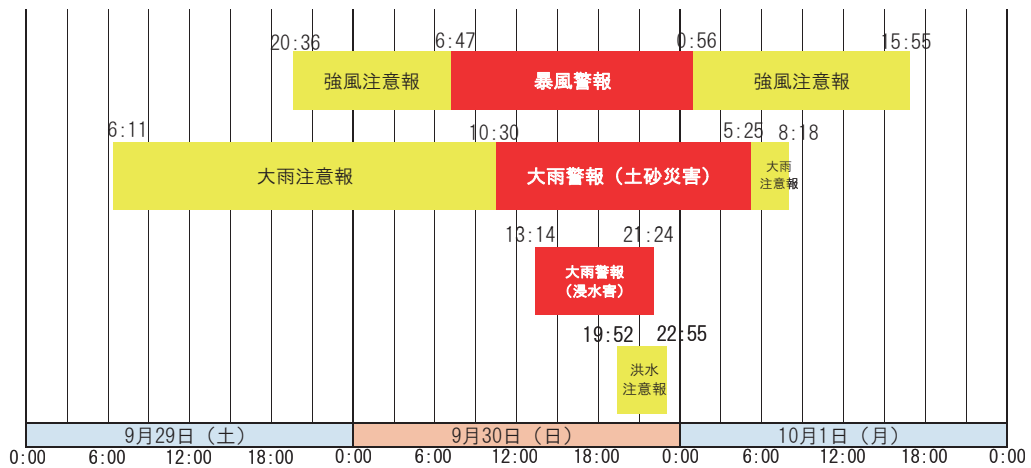
図表 台風第24号の進路図 (9月30日11時時点)



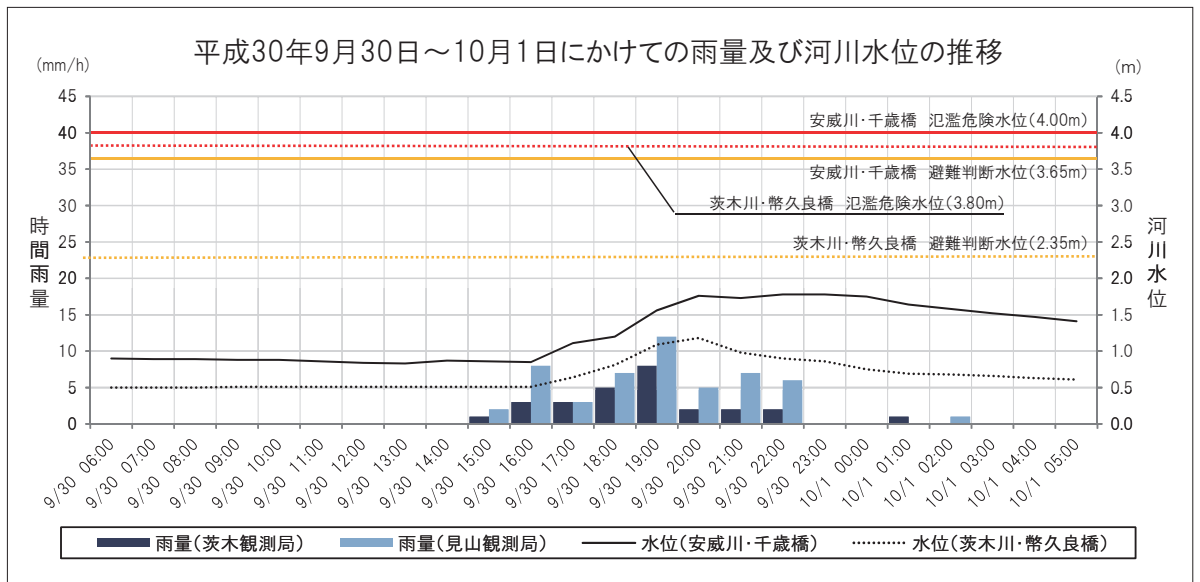
(2) 気象の状況

9月29日(土)	6:11	大雨注意報発表
	20:36	強風注意報発表
9月30日(日)	6:47	暴風警報発表
	10:30	大雨警報(土砂災害)発表
	13:14	大雨警報(浸水害)発表
	19:52	洪水注意報発表
	21:24	大雨警報(浸水害)解除
10月1日(月)	22:55	洪水注意報解除
	0:56	暴風警報解除、強風注意報発表
	5:25	大雨警報(土砂災害)解除 大雨注意報発表
	8:18	大雨注意報解除
	15:55	強風注意報解除

図表 気象警報等の発表状況



図表 雨量及び河川水位の推移



第1節 風水害の記録

(3) 観測雨量

60分雨量最大値 16.0mm (石堂ヶ丘 9月30日18時50分観測)
 積算雨量最大値 116.0mm (石堂ヶ丘) ※9月29日以前からの積算

(4) 避難情報

避難情報名	対象地域	世帯数	人数	発令日時	
避難準備・高齢者等避難開始 (土砂災害)	清溪小学校区、 忍頂寺小学校区	1,186世帯	2,338人	9月30日	11:15

(5) 避難所開設状況

開設箇所数：20箇所 最大避難者数：562人

図表 台風第24号による被害の一部



第2節 平成30年台風第21号の被災者支援

台風第21号の通過によって、大阪湾沿岸では、暴風による吹き寄せと気圧低下による吸い上げ効果により記録的な高潮となり、波浪による越波も加わり、堤内地を含む広い範囲で浸水被害が発生した。なお、市内の被害状況等については、前述のとおりである。

また、各地で観測史上1位を更新する記録的な暴風となり、関西電力管内では延べ約220万軒で停電被害が発生し、大阪府内では9月4日21時時点で、最大97万軒が停電した。また、関西電力の停電情報共有システムがダウンし、関西電力から自治体へ正確な停電件数や停電発生箇所に関する情報を提供することができなくなった。そのため、市においても、正確な停電発生場所や延べ発生件数を把握することができず、復旧の見通しに関する情報を得ることも困難であった。

また、停電発生直後から、関西電力のコールセンターへ電話がつながりにくい状況が発生し、市にも多数の停電に関する問い合わせが寄せられることとなった。

なお、関西電力から後に提供された情報では、市内の停電は9月7日までに解消したとされている。

1 台風第21号による被災者の支援

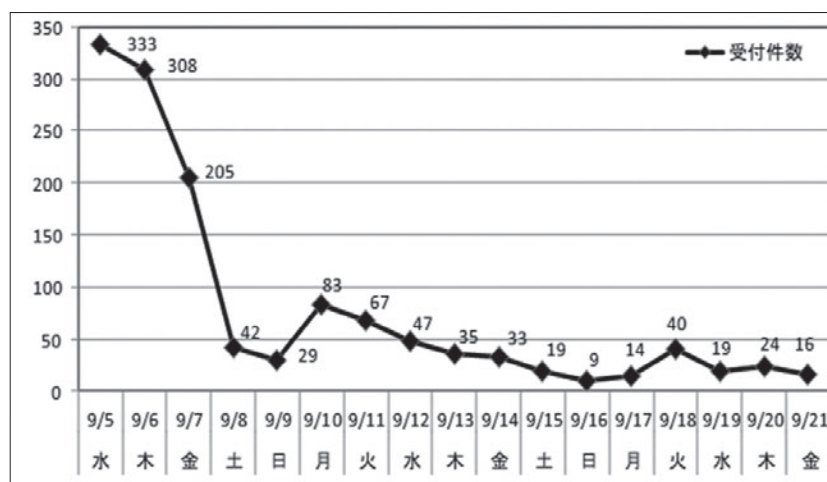
市では、風害による住家被害が多数生じていることや、停電が長期化することによる市民生活の混乱が広がることを想定し、地震被害の被災者支援のために設置した被災者支援会議の所掌範囲を台風第21号による被災者に拡大し、様々な被災者支援を実施した。

(1) 災害対応電話相談窓口の設置

9月5日午後から21日までの17日間、災害対応電話窓口を設置し1,323件の相談に対応した。

設置に際しては、災害復興支援総合コールセンター事業を業務委託した会社と契約し、地震相談を含め、午前9時から午後5時まで、市職員2人と派遣社員3人で運営した。

図表 災害対応電話相談窓口の問合せ受付件数の推移



(2) 救援物資の提供

市では、台風第21号により市民の方に、一世帯2枚までブルーシートの無償貸与を行った。

- ・設置期間：9月5日から9月7日まで
- ・配布場所：南館1階東玄関
- ・配布枚数：2,600枚

(3) 市営住宅等の提供

市では、被災者に対し、募集要件を設定のうえ、市営住宅等の提供を行った。申込及び入居等の状況は以下のとおり。(令和元年12月31日時点)

区分	募集要件	募集期間	申込件数	入居戸数
第1回募集	・罹災証明書の被害程度が全壊、大規模半壊、半壊の者 ・罹災証明の被害程度が一部損壊で月額所得が158,000円以下かつ、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯のいずれかに該当する者	9月3日から9月7日まで	1件	1戸
第2回募集	・第1回募集と同じ	9月18日から9月21日まで	1件	1戸
第3回募集	・第1回募集と同じ	10月1日から10月5日まで	1件	1戸
第4回募集	・第1回募集と同じ	10月15日から平成31年4月26日まで	0件	0戸

(4) その他住まいに関する支援

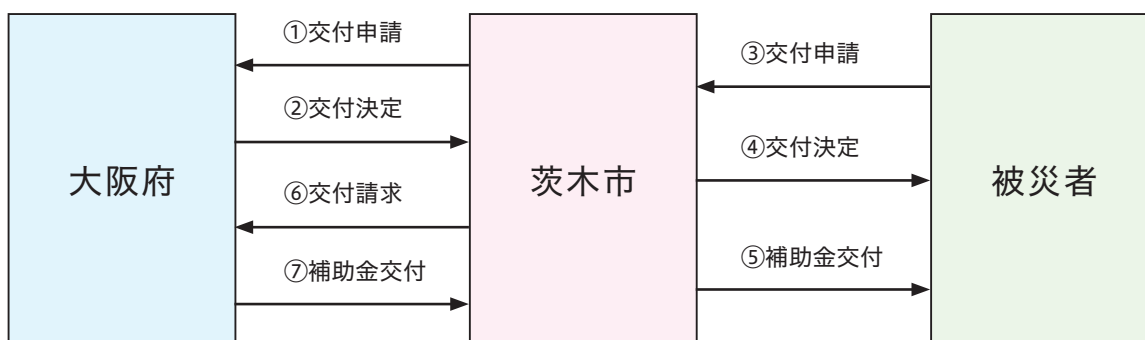
市では、上記のほか、大阪府北部を震源とする地震による支援内容に準じて各種住まいに関する支援を実施した。具体的には以下のとおり。

- ①木造住宅の耐震改修・除却補助制度
- ②住宅改修支援金
- ③転居費用支援金
- ④ブロック塀等撤去事業補助金

(5) 被災者生活再建支援事業(被災者生活再建支援金の支給)

大阪府は、国の被災者生活再建支援法の適用とならない府内市町村に対し、平成30年12月19日より独自の被災者生活再建事業を施行し、市では、台風第21号によりその生活基盤に被害を受けた市民に被災者生活再建支援金の支給を行った。経費は府と市で2分の1ずつ負担した。

図表 被災者生活再建支援金支給の仕組み



図表 被災者生活再建支援金の支給状況(令和元年12月31日時点)

区分	申請期限	支給要件	支給金額	支給状況
基礎支援金	令和元年10月31日まで	住宅の全壊	100万円/世帯	2件
		住宅の半壊解体	100万円/世帯	4件
		住宅の大規模半壊	50万円/世帯	1件
加算支援金	令和2年3月31日まで	住宅の建設・購入	200万円/世帯	0件
		住宅の補修	100万円/世帯	1件

※基礎支援金・加算支援金ともに、世帯人数が単身世帯の場合は各該当金額が4分の3となる。

(6) 災害見舞金の支給

市は、被災等の状況にあわせて被災者へ災害見舞金の支給を行った。

図表 災害見舞金の支給状況(令和元年12月31日時点)

区分	支給金額	支給状況
死亡	10万円	0件
全壊	5万円	2件
半壊	3万円	9件
治療3月以上の傷害	3万円	0件

(7) 大阪版被災住宅無利子融資制度

大阪府は、「大阪版被災住宅無利子融資制度」の対象に、9月18日から台風第21号で被災した住宅を追加し、被災者の支援を行った。

(8) 各種減免制度の適用

市は、12月7日付けで各種保険料やサービスの利用料の減免措置等の対象に台風第21号の被災者を加え、9月4日の発災時点に遡って適用した。

資料編

1 平成30年中の地震・風水害に係る公共施設等の被害の概要

1 平成30年中の地震・風水害に係る公共施設等の被害の概要

■公共施設等

No.	施設名	内容	事業費(千円)		
			地震	台風・豪雨	合計
1	庁舎、合同庁舎等	庁舎内壁クラックの修繕、エキスパンションジョイントの修繕 元市民会館屋上の飛散防止、補修用資材の購入等	64,474	3,675	68,149
2	耐震性貯水槽(桑田公園)	空気弁の修繕	202	0	202
3	コミュニティセンター	屋外非常階段、門扉の修繕等	2,913	2,074	4,987
4	自治会集会所	倉庫裏ブロック塀の修繕	659	0	659
5	福祉文化会館・市民総合センター	福祉文化会館3階連絡通路の落下防止修繕	0	742	742
6	生涯学習センター	きらめきホール観覧席等の修繕	3,128	636	3,764
7	川端康成文学館	展示ケースの修繕	665	0	665
8	天文観覧室の投影機	光学式投影機の修繕	1,000	0	1,000
9	市民体育館	(福井)2階手摺の撤去及びフェンスの設置修繕 (中条・南)屋根、扉等の修繕	23,188	6,161	29,349
10	市民プール	(西河原)トッブライトガラス、給配水管等の修繕 (中条)ブロック塀の撤去 (五十鈴)外周花壇の撤去	115,096	6,934	122,030
11	運動広場、グラウンド等	地割れの修繕 倉庫屋根、庭球場フェンス等の修繕	2,478	4,507	6,985
12	斎場	告別式場棟・火葬場棟天井からの水漏れ修繕等	1,987	303	2,290
13	いのち・愛・ゆめセンター	擁壁、地面タイル等の修繕	3,893	208	4,101
14	ローズWAM	壁面、竹垣の修繕等	410	280	690
15	高齢者活動支援センター	壁面・玄関等の修繕	1,350	0	1,350
16	多世代交流センター	壁面の調査委託 壁面、散水栓等の修繕	2,390	185	2,575
17	市立デイサービスセンター	壁面等の修繕	324	0	324
18	障害福祉センター ハートフル	内外壁、陶芸窯等の修繕	1,490	0	1,490
19	障害者生活支援センター ともしび園	内外壁等の修繕	676	0	676
20	保健医療センター	防火扉、空調機等の修繕	1,406	0	1,406
21	あけぼの学園	プールサイド床面、内外壁等の修繕	1,053	85	1,138
22	保育所	壁面、倉庫等の修繕 ガス復旧までの園児用食糧費等	3,192	583	3,775
23	幼稚園	園舎屋根瓦、ブロック塀等の修繕 ガス復旧までの園児用食糧費等	4,368	377	4,745
24	待機児童保育室	内外壁、給水塔等の修繕 ガス復旧までの園児用食糧費等	4,978	0	4,978
25	小規模保育施設	塀の安全点検、ガス復旧までの園児用食糧費	54	0	54
26	認定こども園	壁面、ブロック塀等の修繕 ガス復旧までの園児用食糧費	1,358	1,720	3,078
27	学童保育室	間仕切り等の修繕 破損倉庫の購入	1,084	961	2,045
28	農業用施設	コンクリートブロックの修繕	300	356	656

1 平成30年中の地震・風水害に係る公共施設等の被害の概要

■公共施設等

No.	施設名	内容	事業費(千円)		
			地震	台風・豪雨	合計
29	環境衛生センター	炉ボイラー、スラゲヤードフェンス等の修繕 災害ごみ仮置場用資材(コンパネ)の購入	13,916	6,296	20,212
30	ごみ集積施設(ごみ置き場)	コンクリートブロック等の修繕	232	0	232
31	にぎわい亭	駐輪場フェンス、屋根瓦の修繕	0	5,206	5,206
32	駐車場	泡消火泡設備、外壁、コンクリートブロック等の修繕	38,988	270	39,258
33	市営住宅	受水槽取替等の修繕 倒木の処理	41,884	551	42,435
34	小・中学校	内壁、エキスパンション、屋内運動場等の修繕 倒木の処理等	145,652	117,821	263,473
35	公民館	屋根、内壁、ブロック塀等の修繕 テレビ等破損備品の購入	8,036	13,229	21,265
36	上中条青少年センター	駐車場ブロック塀の撤去及びフェンス設置等の修繕	211	151	362
37	青少年野外活動センター	擁壁、陥没道路の復旧 倒木の処理等	468	11,905	12,373
38	旧市史編さん室 (合同庁舎6階)	棚の購入	1,186	0	1,186
39	郡山宿本陣	本陣建物の現況調査、耐震診断等	13,242	0	13,242
40	文化財資料館	土蔵内建具、屋上等の修繕、棚の購入	1,567	567	2,134
41	図書館	屋上、軒裏天井ボードの修繕 倒木の処理	3,852	3,114	6,966
42	教育センター	分室壁面の修繕	1,151	0	1,151
43	消防署・消防分団	訓練塔、外壁等の修繕等	13,095	517	13,612
小計(①)			527,596	189,414	717,010

■インフラ施設

No.	施設名	内容	事業費(千円)		
			地震	台風・豪雨	合計
1	農地・農業用水路	農地等の復旧	0	13,388	13,388
2	林道・自然歩道	倒木の処理	0	18,110	18,110
3	道路	アスファルト、側溝、法面等復旧 倒壊物の撤去等	28,877	69,493	98,370
4	公園(児童遊園含む)	ブロック塀等の撤去及び復旧	17,308	45,657	62,965
5	水路	水路護岸の修繕、土のう等の購入	14,172	10,448	24,620
小計(②)			60,357	157,096	217,453
合計(①+②)			587,953	346,510	934,463

2 被災者支援制度

2 被災者支援制度

「平成30年大阪府北部を震源とする地震」及び「平成30年台風第21号」による被害に対する被災者支援内容

※限定して適用される支援制度については、それぞれ【地震限定】【台風限定】と記載。

※実績等の数値は、令和元年12月31日時点のもの。

1 住まい等に関する支援		「半壊以上」・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」。 「一部損壊以上」・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」。			
No.	支援制度名	内 容	対 象 者	申 請 期 間 等	実 績 等
1	住家の損傷を証明【罹災証明書】	被災者からの申請に基づき、被害認定調査を実施し、調査結果に応じた罹災証明書を交付。	住家を損傷し、証明を希望する方	【地震】 平成30年6月18日～ 平成31年3月29日 【台風】 平成30年9月4日～ 平成31年3月29日	地震 16,652件 台風 2,590件
2	市営住宅等の提供	6か月更新で、原則として最大1年間入居できる。 (半壊以上の場合は最大2年間) 家賃・共益費は免除。 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の方が優先となるが、「一部損壊」の方のうち、「月額所得が158,000円以下で、高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯のいずれかに該当する方」も募集対象。	罹災証明を受け、自宅での居住が困難な市民 ※抽選にあたっては、半壊以上の方が優先。	平成30年6月28日～ 平成31年4月26日	47件
3	被災住宅の応急修理	住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、応急的に修理。 ※全壊でも応急修理をすることで居住可能となる場合は対象。 ※修理限度額は1世帯当たり58万4千円。(同じ住宅に2世帯が同居している場合は1世帯とみなす。)	以下の全てに該当する方 ・災害により半壊以上の罹災証明を受けたこと ・応急仮設住宅を利用しないこと ・自ら修理する資力がないこと	平成30年6月18日～ 平成31年4月26日	13件
4	木造住宅の耐震に係る補助	耐震診断、耐震改修及び解体に対し、その費用の一部を補助。 耐震改修及び解体には所得制限(課税所得507万円未満)がある。	平成12年(解体は昭和56年)5月31日以前に建築確認を受け建設された木造住宅	【耐震診断・耐震改修】 従来から行っている事業のため、終了期限は設けていないが、令和元年度の申請期限は令和2年1月31日まで 【解体】 平成30年7月18日～ ※終了期限は設けていないが、令和元年度の申請期限は令和2年1月31日まで	707件
5	住宅改修支援金	補助額：改修等に要した経費の1/2を補助(上限：10万円) ただし、非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯は20万円) 所得制限：世帯の総所得金額が430万円未満 ※「地震」と「台風」の重複受給は不可。	30万円以上の改修・復旧費用を要した改修等をした方	平成30年8月8日～ 令和元年6月28日	申込件数 4,028件
6	転居費用支援金	被災したことにより必要となった引越費用の1/2を補助(上限：3万円) ただし、非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯は5万円) 所得制限：世帯の総所得金額が430万円未満 ※「地震」と「台風」の重複受給は不可。	被災したことにより市内転居が必要になった方 【罹災証明が必要】	平成30年8月8日～ 令和2年3月31日	331件
7	ブロック塀等撤去補助金	道路や公園に面したブロック塀等の撤去に係る費用を補助する。 補助上限：通学路30万円、その他20万円 [手続書類]申請書、概略図、見積書(請求書)、領収書、撤去前後の写真、ブロック塀の所有者であることがわかる書類等	道路や公園に面した高さが80cm以上のブロック塀等で、茨木市の点検表により厚さ・傾き等が不適合な状態にあるものの所有者	平成30年8月8日～ 令和2年1月31日	申込件数374件
8	民有地緑化の助成	生垣設置費用の一部を補助するとともに、生垣設置に伴いブロック塀等を撤去する場合は、撤去費用の一部を補助。 【上段No.6の制度の対象にならない塀等も、補助対象になる場合あり。】 補助金額：①生垣設置費用の1/2または5千円/mのうち少ない額(上限5万円) ②塀等撤去費用の1/2または2.5千円/mのうち少ない額(上限2.5万円)	道路に面して生垣等を設置する方	従来から行っている事業のため、申請期間等は設けていない。	0件
9	ブルーシートの無償貸与	1家庭2枚まで貸与。	家屋の被害がある方 (被害状況のわかる写真の提示が必要)	【地震】 平成30年6月18日～ 平成30年7月31日 【台風】 平成30年9月5日～ 平成30年9月7日	10,365件 (4,707人)

2 各種相談窓口の状況		「半壊以上」・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」。 「一部損壊以上」・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」。			
No.	支援制度名	内 容	対 象 者	申 請 期 間 等	実 績 等
1	ボランティアの依頼	社会福祉協議会災害ボランティアセンターにボランティアを依頼できる。	地震により被害を受けた方	平成30年6月19日～平成31年3月31日	2,250件(うち、ブルーシートかけ741件)
2	地震によるこころの問題への支援	地震により生じたこころの問題について、保健師や精神保健福祉士、臨床心理士等による相談を受けることができる。	地震により被害を受けた方	平成30年6月25日～平成30年9月28日	相談件数 延べ58件
3	地域保健福祉センター	健康上の心配ごとや介護や福祉に関する心配ごとを、各圏域の地域包括支援センターで、電話や訪問により相談を受けることができる。(エルダー以外は、ショートメールでも相談できる。)	地震により被害を受けた方	平成30年6月25日～平成30年12月28日	一般相談 延べ661件

3 減免制度の状況		(※1)市内居住者で、今回の災害により次のいずれかに該当する場合「住家が全半壊(「全壊」「大規模半壊」「半壊」の罹災証明書が必要)」「生計維持者が死亡(重篤な傷病)」「行方不明」「業務の廃止(休止)」「失職(無収入)」 (※2)市長決定日に基づいた日付け 「半壊以上」・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」。 「一部損壊以上」・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」。			
No.	支援制度名	内 容	対 象 者	申 請 期 間 等	実 績 等
1	各種証明書の発行手数料の免除	【手数料が免除される証明書】 ①印鑑に関する証明 ②住民票記載事項証明書 ③住民票の写し ④印鑑登録証 ⑤所得課税証明書 ⑥固定資産関係証明書 ⑦納税証明書 ⑧その他税証明書 ⑨救急搬送証明書	(※1)に該当し、地震に関する手続きに使用するため、各種証明書が必要な方	平成30年6月28日(※2)～平成31年3月31日	①～④ 92件 ⑤～⑧ 31件
2	市税の減免・納税猶予	被害を受けられた状況により下記の市税の減免や納税を猶予(分割納付)できる場合がある。 ①市民税 ②固定資産税(減免は半壊以上が対象) ③納税猶予 【減免対象】 平成30年度課税分 【猶予期間】 猶予決定後1年間	地震により多額の出費を要した方等	①納期未到来かつ未納付 ②全対象者が申請するまで ③なし	① 50件 ② 96件 ③ 0件
3	障害福祉関係サービスの利用者負担の免除	被災された方で、障害福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行うことができる。 ※平成30年6月18日以降サービス利用分から ※対象サービスは、障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具及び日常生活用具 【減免期間】 減免決定後6か月間	(※1)に該当する方	平成30年6月18日～平成31年3月31日	0件

2 被災者支援制度

No.	支援制度名	内 容	対 象 者	申 請 期 間 等	実 績 等
4	住民健診等の自己負担額の減免	地震による被害状況に応じて以下の健診等について、自己負担額を免除できる。 【健診等名】 若年健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、肝炎検査、胃がんリスク検診、骨粗しょう症検診、成人歯科健診 【手続方法】 罹災証明書を持参し、保健医療センターにて減免手続き。罹災証明書がない場合は、その状況がわかる公的書類等が必要。 【減免期間：減免決定後6か月間】	(※1)に該当する方	平成30年6月28日(※2)～平成31年3月29日	6件
5	国民健康保険料の減免	地震による被害状況に応じて減免が受けられる場合がある。 【減免期間：減免決定後1年間】	(※1)に該当する方	罹災日の属する月から1年以内	62件
6	後期高齢者医療保険料の減免	被害状況に応じて減免が受けられる場合がある。 【減免期間：罹災日の属する年度の翌年度末まで】	・当該災害により住家又は家財が一定以上の被害にあった方 ・事業の不振・休業・廃止、失業等で所得が著しく減少した方 【半壊以上が対象】	罹災日の属する月の翌月初日から1年以内	66件
7	国民年金保険料の免除	年金保険料納付を免除。 ※受け取る年金額が減額される。 【免除期間：災害が発生した前月から翌々の6月】	国民年金第1号被保険者で納付が困難な方(学生を除く)で、住家・家財などに2分の1以上の損失があった方 【半壊以上が対象】	災害が発生した月から2年以内	6件
8	介護保険料の減免	介護保険料が減免になる場合がある。 【減免期間：減免決定後1年間】	65歳以上で、(※1)に該当する方	平成30年6月28日(※2)～終了期限等は設けていない	120件
9	保育所等利用者負担の減免	被災した方は、保育所等の利用者負担の減免を受けられる場合がある。 【減免期間：減免決定後6か月間】	(※1)に該当する方	平成30年6月28日(※2)～平成31年3月29日	3件
10	学童保育室利用料の減免	被災した方は、学童保育室利用料の減免を受けられる場合がある。 【減免期間：減免決定後6か月間】	(※1)に該当する方	平成30年6月28日(※2)～平成31年3月29日	1件
11	水道料金・下水道使用料の免除	水道料金・下水道使用料を平成30年6月18日の属する月分を含んだ6か月分を免除。	(※1)に該当する方	平成30年6月28日(※2)～平成31年3月29日	143件
12	漏水に対する水道料金・下水道使用料の軽減	検針による使用水量から、軽減適用基準に基づき算定した漏水量を軽減。	敷地内の水道管等(水道メーターから家屋内)が破損し漏水した方(漏水部分を指定給水装置工事業者が修理したことを証明した軽減申請書が必要)	従来から行っている事業のため、申請期間等は設けていない。	594件

4 見舞金等の状況		「半壊以上」・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」 「一部損壊以上」・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」			
No.	支援制度名	内 容	対 象 者	申 請 期 間 等	実 績 等
1	義援金 ①・②・③ 緊急配分 (第1次配分) ④・⑤ 第2次配分 ⑥・⑦ 第3次配分 ⑧・⑨ 第4次配分 【地震限定】	①避難所避難者特例・・・5万円/世帯 ②死亡者・・・100万円/人 ③住宅被害(全壊、半壊)・・・5万円/世帯 ④住宅被害(全壊)・・・100万円/世帯 (緊急配分(第1次配分)において既に請求した世帯は95万円) 住宅被害(半壊)・・・50万円/世帯 (緊急配分(第1次配分)において既に請求した世帯は45万円) ⑤重傷者・・・10万円/人 ⑥住宅被害(一部損壊)で障害者手帳所持者を含む市民税非課税世帯(ただし、上記①との重複受給不可) ⑦住宅被害(一部損壊)で市民税非課税世帯のひとり親世帯・・・5万円/世帯(ただし、上記①との重複受給不可) ⑧住宅被害(全壊)・・・50万円/世帯 住宅被害(半壊)・・・25万円/世帯 ⑨基礎支援金(全壊、半壊解体、長期避難)・・・100万円/世帯(単身世帯の場合は75万円) 基礎支援金 (大規模半壊)・・・50万円/世帯(単身世帯の場合は37.5万円) 加算支援金(建設、購入)・・・200万円/世帯 (単身世帯の場合は150万円) 加算支援金(補修)・・・100万円/世帯 (単身世帯の場合は75万円) ※⑤「重傷者」とは、大阪府北部地震による直接的な負傷(疾病は含まない)で医師の治療を受け、1か月以上の治療を要する方。大阪府北部地震に直接起因しない場合(例:被災後の後片付けをしているときに負傷したなどの二次災害)は対象とならない。 ※「重傷者」の申請には、大阪府北部地震を原因に負傷し、1か月以上の治療を要する旨の記載がある医師の診断書等の提出が必要となるなど、一定の条件あり。	①避難所避難者特例 (住宅被害(一部損壊以上)のうち、障害者手帳所持者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯で、6月27日午前0時から午前8時まで避難所に避難していた世帯) ②死亡者 ③・④住宅被害(全壊、半壊) ⑤重傷者 ⑥住宅被害(一部損壊)で、障害者手帳所持者を含む市民税非課税世帯 ⑦住宅被害(一部損壊)で、市民税非課税世帯のひとり親世帯 ⑧住宅被害(全壊、半壊)があった世帯(第4次基礎配分) ⑨被災者生活再建支援法に基づく住家被害(全壊、半壊解体、長期避難、大規模半壊)と同等の被害を受けた世帯(基礎支援金、加算支援金) ※①③④⑥⑦⑧⑨は罹災証明書の提出が必要	①・②・③ 平成30年6月29日～令和2年3月31日 ④・⑤ 平成30年7月24日～令和2年3月31日 ⑥・⑦ 平成30年9月26日～令和2年3月31日 ⑧・⑨ 平成30年12月25日～令和2年3月31日	①・②・③ 84件 ④・⑤ 208件 ⑥・⑦ 599件 ⑧・⑨ 176件
2	被災者生活再建支援金 【台風限定】	基礎支援金 (全壊、半壊解体)・・・100万円/世帯(単身世帯の場合は75万円) 基礎支援金(大規模半壊)・・・50万円/世帯 (単身世帯の場合は37.5万円) 加算支援金(建設、購入)・・・200万円/世帯 (単身世帯の場合は150万円) 加算支援金(補修)・・・100万円/世帯(単身世帯の場合は75万円)	住宅被害 (全壊、半壊、大規模半壊)	【基礎支援金】 令和元年5月21日～令和元年10月31日 【加算支援金】 令和元年5月21日～令和2年3月31日	基礎支援金 7件 加算支援金 1件
3	災害弔慰金 【地震限定】	亡くなった方が 生計維持者：500万円 生計維持者以外：250万円	地震により亡くなった方のご遺族	申請期間等は設けていない	1件
4	災害見舞金 【地震限定】	災害により亡くなった方：10万円	災害により亡くなった方の遺族	平成30年6月18日～令和元年6月18日	1件
		治療に3月以上要する傷害を負った方：3万円	重症を負った方	平成30年6月18日～令和元年6月18日	11件
		住家の全壊(全焼)：5万円 住家の半壊(半焼)：3万円	住家に一定以上の被害を受けた方 【半壊以上が対象】	平成30年6月18日～令和元年6月18日	全壊 3件 半壊 150件
5	災害見舞金 【台風限定】	治療に3月以上要する傷害を負った方：3万円	重症を負った方	平成30年9月4日～令和元年9月4日	0件
		住家の全壊(全焼)：5万円 住家の半壊(半焼)：3万円	住家に一定以上の被害を受けた方 【半壊以上が対象】	平成30年9月4日～令和元年9月4日	全壊 2件 半壊 11件

